

令和7年度

新陵中学校 PTA総会議案書

< 総会次第 >

1. 開会のことば
2. PTA会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 転入教職員の紹介
5. 議長選出
 - (1) 令和6年度PTA活動報告
 - (2) 令和6年度PTA会計決算報告
 - (3) 札幌市PTA共済会共済制度報告
 - (4) 会計監査報告
 - (5) 令和7年度PTA活動方針案
 - (6) 札幌市PTA共済会制度加入について
 - (7) 令和7年度PTA会計予算案
 - (8) 令和7年度PTA役員選出
 - (9) その他
7. 議長退任
8. 旧役員退任のあいさつ
9. 新役員就任のあいさつ
10. 連絡
11. 閉式のことば

期日	:	令和7年4月15日(火)
場所	:	新陵中学校2階多目的室
日程	:	授業参観 13:50~14:40
		学級PTA 14:45~15:15
		PTA総会 15:15~16:30

※当日、この議案書はスクリーンに投影します。

令和6年度 新陵中学校PTA年間活動報告書

	役員会、運営委員会	事務局	1学年委員会 16:学級PTA	2学年委員会 16:学級PTA	3学年委員会 16:学級PTA	5組委員会	備考
4月	16:PTA総会	7:PTA入会式					事務局会議(臨時)・事務局だより発行(年2回) 区P・市P会議(臨時) 5/9体文振総会
5月		2:手稲区P連総会					
6月	3:役員会 26:第1回運営委員会						
7月			16:ラベンダー刈り取り	16:ラベンダー刈り取り	16:ラベンダー刈り取り		
8月							
9月							
10月		9:手稲区P連事務局交流会 29:三校交流会			28:進路説明会		
11月			21:学年・学級PTA	21:学年・学級PTA	21:学年・学級PTA		
12月							
1月	28:役員会						
2月	14J:第2回運営委員会	3:標準服リサイクル					
3月		4:3年体育大会 18:2年体育大会 21:1年体育大会					

令和 6年度 PTA一般会計 決算書

〈収入の部〉

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	備 考
繰越金	503,076	503,076	
会 費	658,000	661,166	
雑収入	0	352	預貯金受取利息
合 計	1,161,076	1,164,594	

〈支出の部〉

項 目	予算額	支 出	差引残高	備 考	
1. 会議費	会議運営費	50,000	37,247	12,753	役員会・運営委員会等
2. 需用費	1. 消耗品費	20,000	8,280	11,720	事務用品等
	2. 印刷費	50,000	0	50,000	コピー用紙・インク代
	3. 通信費	15,000	9,132	5,868	役員通信費・銀行振込手数料
	4. 渉外費	70,000	9,010	60,990	三校交流会・区P懇親会等会費
	5. 備品費	30,000	14,780	15,220	PTA室備品代
	小 計	185,000	41,202	143,798	
3. 活動費	1. 学級費	105,000	105,000	0	1学級10,000円×10学級 5組5,000円
	2. 研修費	50,000	4,200	45,800	研修大会・会議等交通費
	3. 環境整備費	15,000	4,984	10,016	ふれあい活動・ラベンダー刈り
	4. 卒業記念品費	80,000	73,441	6,559	卒業証書ケース・胸花
	5. 慶弔費	50,000	31,500	18,500	香典・供花・弔電代
	6. 特別活動費	40,000	29,255	10,745	体育祭ドリンク代等
	小 計	340,000	248,380	91,620	
4. 負担金	220,000	193,690	26,310	区P連会費・中体連・中文連等	
5. 雑費	10,000	130,000	-120,000	特別会計へ繰り出し130,000	
6. 表彰費	14,000	8,000	6,000	旧役員さんへの粗品	
7. 予備費	342,076	0	342,076	事務機器の更新等	
総 計	1,161,076	658,519	502,557		

総収入	1,164,594
総支出	658,519
次年度繰越	506,075

令和 6年度 PTA特別会計 決算書

〈収入の部〉

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
前年度繰越金	2,081,597	
標準服リサイクル収益金	10,000	
その他	59,870	新生町内会資源回収収益19,646円 共済金40,224円
一般会計より移動	130,000	一般会計より繰り入れ130,000
預金利息	1,013	
合 計	2,282,480	

〈支出の部〉

項 目	決 算 額	備 考
卒業特別記念品	90,310	玄関フオトスポット幕セット
合 計	90,310	

総収入	2,282,480
総支出	90,310
次年度繰越	2,192,170

令和4年度 PTA一般会計及び特別会計について監査しました結果、正常に執行されていることを認めます。

令和 7年 4月 9日

会計監査

伊藤 早好子



会計監査

吉澤 寛理香



令和6年度札幌市PTA共済会 決算報告書

令和7年4月9日
札幌市立新陵中学校PTA

収入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰り越し	40,081	
保険料	196,020	生徒 460円×326口 保護者・教員 140円×(305+24)口
雑収入	3	利息
合 計	236,104	

支出の部

項 目	金 額	備 考
保険料	195,880	生徒 460円×326口 保護者・教員 140円×(305+23)口
PTA特別会計へ	40,224	
合 計	236,104	

総収入－総支出

236,104 -236,104 = 0

以上 報告致します
札幌市立新陵中学校PTA会計 内山まゆみ



令和6年度関係書類を照合した結果、適正に執行されたことを認めます
令和7年4月9日

監査委員

伊藤 早好子



監査委員

吉澤 恵理香



札幌市立新陵中学校PTA《活動の基本方針》



活動の目的

保護者と先生がそれぞれの理解と協力に基づき、会員の教養を高めると共に、学校と家庭と社会における生徒の健全な育成と福祉を図る。

◎活動推進の基本方針

1. 学級、学年PTA活動を通して子ども・親・教師との相互理解を深め、子どもが心豊かな学校生活をすごせるよう協力し合う。
2. 家庭教育・校外生活を通して学校と地域との連携を深め、子どもの健全な成長を促進する。
3. 心身ともに健全な子どもに育つように、学校における体育・文化活動の援助をする

◎活動のスローガン

P パット T 楽しく A 集まって 活動しちゃおう！！

◎中学校生活では多感な思春期を迎え、様々な出来事がある3年間です。

◇我が子が何か問題に直面した時、
良い方法で解決するために。

◇我が子が充実した良い中学校
生活を送るために。

◇我が子がより安全な生活を送るために。

保護者同士・保護者と先生の
交流・が親睦が大切です。



★会員の皆さんの学年・学級PTAの他、ふれあい活動、新陵祭のバザーを含めた係活動を通じて、相互理解と連携を深めていきます。

令和7年度の

PTAの活動を紹介します

本日はお子様のご入学おめでとうございます。

保護者の皆様も今日から新陵中PTA会員の一員となりました。新陵中PTAでは保護者同士のコミュニケーションを大切に、楽しく活動することを目標に進めていきたいと考えています。大人の背中を見て育つ子供たちの幸せな将来の為にも、PTA活動をどんどん利用して交流・新睦を深めてください。現代の子供たちを取り巻く環境が危うくなってきている今日この頃、我が子が実りのある中学校生活を送っていけるように、保護者と先生が共に協力し合って活動していきましょう。

どんな活動をするの？

学級委員(2~4名)

- PTA全体会への出席
- 運営委員会への出席[6/25(水)・2/20(金)]
- 学年・学級懇親会(茶話会・行事ビデオ鑑賞など)
の企画・運営・進行
- 学年諸費の監査(1月頃)
- ラベンダー刈り取り(7月頃)

※日程は、変更になる可能性があります。

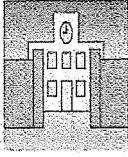
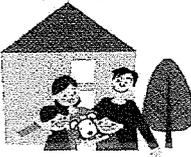
PTA活動は会員皆様の参加で成り立っています。
多くの方の参加とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

2025年度 札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。

このご案内は1年間大切に保管してください

●学校管理下外とは

家庭（補償対象） 	学校  <登校> <下校>	家庭（補償対象） 
学校管理下外 （共済会補償対象）	学校管理下 （共済会補償対象外）	学校管理下外 （共済会補償対象）

※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。
 ※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

学校管理下外での事故事例

家庭生活でのけが



- ・階段から転落して～
- ・家具にぶつかって～
- ・風呂場で転倒して～
- ・お手伝い中に手を切った

地域生活でのけが



- ・自転車で転倒して～
- ・公園で遊具から落ちて～
- ・犬にかまれた
- ・交通事故で～

スポーツでのけが



- ・スポーツ少年団の活動で～
- ・スキー、スケートで～
- ・夏休み中のプールで～

外出先でのけが



- ・海に行つて岩場で転んで～
- ・キャンプ中やけどをした
- ・遊園地でぶつかって～

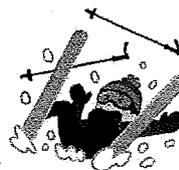
●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

PTA行事での事故事例

行事参加中のけが

- ・スキーボランティアで靱帯を損傷した
- ・野球大会（おやじの会等）でアキレス腱を切った
- ・資源回収中に交通事故で～
- ・児童、生徒等の同居の親族（未就学児等）がPTA行事参加中に骨折をした



※PTA行事参加への往復途中も対象となります。

●概要

共済期間 2025年6月1日 より 2026年5月31日 まで

補償対象者と補償の範囲

補償の対象者	補償の範囲
単位PTAを組織する学校等に在籍する園児、児童、生徒	学校管理下外 PTA活動中（往復途上を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・PTA会員である保護者及び教職員 ・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者 ・児童、生徒等の同居の親族 	PTA活動中（往復途上を含む）

共済掛金 年額600円（園児・児童・生徒：1名 460円、PTA会員：1世帯 140円）
※教職員・支援者等は1名につき年額140円

共済掛金納入 単位PTA毎に、指定する金融機関にまとめて振り込むものとします。
各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

事故報告 -原則としてけがの発生日から30日以内-
けがをして医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項を漏れなく記入し、学校に提出してください。
※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。（医療費助成制度を利用した場合も同様）

共済金の請求 -治癒した時又はけがの発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時-
学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、領収書コピーまたは診療明細書コピーを添えて、学校へ提出してください。

重要

請求に必要な添付書類の変更について

2024年度契約期間に発生したけがに適用	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書コピーまたは診療明細書コピー ・入院を伴う手術を行った場合は診断書
2025年度契約期間に発生したけがに適用	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書コピーまたは診療明細書コピー ・入院を伴う手術を行った場合は<u>診療明細書コピー</u>

2025年度契約期間に発生したけがに関しては診断書は不要です

時効

共済金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。詳細は学校にある共済約款をご覧ください。また、共済会ホームページに掲載しています。

●日数条件 学校管理下外の補償

けがの発生日から起算して3日目以降においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中の補償については、日数条件はありません。

●よくある質問

Q:交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか？

A:日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から治療の状況がわかる証明書のコピーをもらい提出してください。

Q:札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A:「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

●給付金額

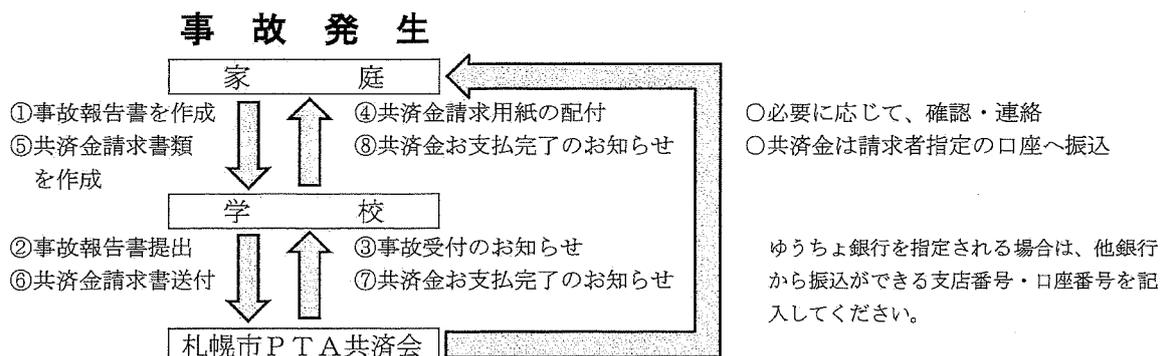
区分	園児・児童・生徒		保護者・教員・その他	
	死亡	学校管理下外	100万円	PTA活動中
PTA活動中		500万円		
後遺障害	学校管理下外	5～100万円	PTA活動中	25～500万円
	PTA活動中	25～500万円		
入院[日額]	学校管理下外	1,000円	PTA活動中	4,000円
	PTA活動中	4,000円		
入院をともなう手術	学校管理下外	2万円	PTA活動中	5万円
	PTA活動中	5万円		
通院[日額]	学校管理下外	500円	PTA活動中	2,500円
	PTA活動中	2,500円		
備考	日数条件	学校管理下外の補償については、事故の発生の日から起算して3日目以降も入院・通院共済金を受けるべき状態にある場合に限り、共済金を支払います。		PTA活動中の補償については、日数条件はありません。
		PTA活動中の補償については、日数条件はありません。		
	限度日数	入院は事故の発生の日からその日を含めて180日までの入院日数、通院は事故の発生の日からその日を含めて180日までの通院日数のうち、90日が限度。整骨院への実通院日数は30日が限度。		
	固定具	固定具装着期間は実通院扱いで算定されます。(装具類は対象外) なお、固定具の種類により給付限度期間があります。ギプス・ギプス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。シーネ等患者側による取り外しが可能なものは30日間(ただし、手指・足指の場合は14日間)。		
	他の保険との関係	他の保険等に関係なく支払います。		

※共済金の支払限度額：1事故に対する共済給付金総額の上限を3,000万円とする。

学校管理下外(対象)… 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動中は「学校の管理下外」。

学校管理下(対象外)… 登・下校中を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」。

●事故発生から共済金が支払われるまで



●共済金をお支払する場合、共済金をお支払できない場合（主なもの）

共済金の種類	共済金をお支払する場合	お支払する共済金の額	共済金をお支払できない主な場合
死亡共済金	事故によるけがのため、被共済者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害金額の全額 ※共済期間中に、すでにお支払した後遺障害共済金がある場合、死亡・後遺障害共済金からその額を差し引いてお支払いいたします。	1 次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。 ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失 ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
後遺障害共済金	事故によるけがのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被共済者に約款所定の後遺障害 ⁽¹⁾ が発生した場合	死亡後遺障害共済金額 × 約款所定の共済金支払い割合 (5%～100%) ※後遺障害共済金の額は、共済期間を通じ、合算して死亡・後遺障害共済金額が限度となります。 ⁽¹⁾ 身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます（医学的他覚所見のあるもの）	・被共済者が自動車、原動機付自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故 ・被共済者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動
入院共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院（入院に準じた状態 ⁽²⁾ を含みます）された場合	入院共済日額 × 入院日数 ※事故の発生日から、その日を含めて180日以内の入院が対象となります。 ⁽²⁾ 両眼の矯正視力が0.06以下となった場合または両耳の聴力を失った場合等で医師の治療を受けたことをいいます。	・核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故または放射能汚染によるけが ・被共済者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等を含みます）、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など
手術給付金	入院共済金をお支払する場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けられたとき	学校管理下外・・・2万円 PTA活動中・・・5万円 ※1 事故につき1回の手術に限ります。	2 次の場合についても共済金をお支払できません。 ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⁽³⁾
通院共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合	通院共済日額 × 通院日数 ※1 事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。 ※2 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にけがが治ったとき以降の通院は対象になりません。	⁽³⁾ 被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注1) 上記傷害で、偶然性、急激性、外来性の三原則に適合し⁽⁴⁾、医師等の治療を受けたときを補償の対象とします。このため、同じ動作の繰返して起きるスポーツ障害の野球肘（肩）・テニス肘（肩）・ジャンパー膝・疲労骨折・腰椎分離症・腱鞘炎・タナ障害・筋肉痛等や、成長痛のオスグット病・シーバー病・その他熱中症・低温やけどなどは補償の対象になりません。

⁽⁴⁾ 事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの

(注2) 中毒症状のうち、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収、摂取した場合に急激に生ずるもの、あるいは、PTA行事参加中に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒（共済約款に規定するもの）を発病した場合を補償の対象とします。なお、有毒ガス・有毒物質を継続的に吸入、吸収、摂取した結果生じる中毒症状、PTA行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。
 ※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

一般社団法人 札幌市PTA共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

札幌市生涯学習総合センター 3F

TEL 011-671-2372 FAX 011-671-2374

札幌市PTA共済会ホームページ

<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>



令和 7年度 PTA会計予算案

令和 7年 4月 15日

<収入の部>

(単位:円)

項目	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
繰越金	503,076	503,076	
会費	661,166	600,000	2,000×(家庭+教職)
雑収入	352	0	預金利息
合計	1,164,594	1,103,076	

<支出の部>

項目	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考	
1. 会議費	37,247	50,000	役員会・運営委員会等	
2. 需用費	1. 消耗品費	8,280	30,000	事務用品等
	2. 印刷費	0	0	コピー用紙・インク等
	3. 通信費	9,132	15,000	銀行手数料・役員通信費
	4. 渉外費	9,010	35,000	三校交流会・区P懇親会等会費
	5. 備品費	14,780	30,000	PTA室備品代
	小計	41,202	110,000	
3. 活動費	1. 学年費	105,000	90,000	一学年 クラス数×10,000円 5組込み
	2. 研修費	4,200	50,000	研修大会・会議等交通費
	3. 環境整備費	4,984	15,000	ふれあい活動(ラベンダー刈り)
	4. 卒業記念品費	73,441	80,000	証書ケース・胸花
	5. 慶弔費	31,500	50,000	
	6. 特別行事費	29,255	40,000	体育祭ドリンク代等
	7. 事務局費	0	40,000	会議準備に関わる飲食・銀行手数料等
	小計	248,380	365,000	
4. 負担金	193,690	220,000	区P連会費・中体連・中文連等	
5. 表彰費	130,000	20,000	役員への表彰・記念品等	
6. 予備費	8,000	338,076	事務機器の更新等	
総計	658,519	1,103,076		

札幌市立 新陵中学校保護者と先生の会会則

第1章 名 称

第1条 この会は「札幌市立新陵中学校保護者と先生の会」といい、事務局を同校内に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は保護者と教師がそれぞれの理解と協力に基づき、会員の教養を高めると共に、学校と家庭と社会における生徒の健全な育成と福祉を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 この会は前条の目的を達成するために、次のことを行う。

1. 会員の研修に関すること。
2. 会員の厚生・新睦に関すること。
3. 生徒の教育環境の整備に関すること。
4. 生徒の生徒指導に関すること。
5. 生徒の福祉のために活動する他の団体及び機関との協力に関すること。

第4章 会 員

第4条 この会の会員は、札幌市立新陵中学校に在籍する生徒の保護者、及び教師とする。

第5章 役 員

第5条 この会の役員は、次の通りとする。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者2名、教師1名）
3. 事務局長 1名（教師）
4. 事務局次長2名（保護者）
5. 会計 1名（保護者1名、教師1名）

※各役員については若干名増やすことができる

第6条 役員は、役員選考委員会において候補者として指名され、総会において承認を得たものとする。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし再任は防げない。

第8条 任期中欠員が生じたときは、必要により後任者を運営委員会で選出する。ただし任期は前任者の在任期間とする。

第9条 役員の仕事は次の通りである。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を遂行する。
3. 事務局長は会務を処理し、事務局業務を統括する。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその業務を代行する。
5. 会計はこの会の会計業務を処理し、監査を経て総会に報告する。

第10条 役員会は会長が必要と認めたとき招集し、会務を処理する。

第11条 学校長はこの会の顧問とし、各種会合に出席して意見を述べるができる。

第6章 会計監査

第12条 この会の経理を監査するために2名の会計監査を置く。

第13条 会計監査は必要に応じて臨時会計監査を行い、その結果を定期総会に報告する。

第14条 会計監査は、役員選考委員会において候補者として指名され、総会において承認されたものとする。

第15条 会計監査の任期は1年とする。ただし再任は防げない。

第7章 学級委員会・学年委員会

第16条 本校に学級委員会と学年委員会を置き、それぞれの活動を推進する。

- 1、 学級委員会 学級委員と学級担任で構成し、学級委員を中心に学級PTA活動の企画運営、及び学校行事等への協力にあたる。
- 2、 学年委員会 学年ごとに学級委員と担当教師で構成し、学級PTA相互の連絡調整を図り、学年PTA活動の企画運営にあたる。

第8章 総 会

第17条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とし、会長がこれを招集する。

第18条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第19条 定期総会は毎年年度初めに開き、この会の「会務報告」「決算報告」「予算審議」「事業計画」「役員選出」「会則改定」その他の必要事項の審議を行う。

第20条 臨時総会は運営委員会または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。

第21条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意によって決定する。

第9章 運営委員会

第22条 運営委員会は総会につぐ決議機関であって、本会の役員、各学級委員をもって構成する。

第23条 運営委員会の任務は次の通りである。

1. 総会に提案する議案の審議。
2. 学級・学年委員会、及びPTA活動の連絡・調整。
3. 総会において委任された事故及びその他必要事項について処理する。

第24条 運営委員会の議事は会計監査委員を除く出席委員の過半数の同意によって決定する。

第10章 事務局

第25条 事務局は次の業務を行う。

1. 各学級・学年委員会活動の大綱の作成と連絡、調整に関すること
2. 総会・運営委員会の企画及び記録に関すること。
3. 渉外及び関係諸団体との協力に関すること。
4. 生徒の文化・体育の奨励に関すること。
5. その他この会の活動を円滑に進めるために必要な業務。

第11章 役員選考委員会

第26条 この会において役員選考委員会を構成し、次年度の役員・会計監査を指名する。

第27条 この委員会の構成及び任務は次の通りとする。

1. 選考委員会は、学年の学級委員から各2名、

教師1名、退会予定役員1名で構成する。ただし、退会予定役員が不在の場合は会長がこれに代わる。

2. この委員会は互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。

3. 役員候補者並びに会計監査候補者の推薦はあらかじめ本人の同意を得なければならない。

4. 候補者の氏名は選考委員長によって総会に報告され、役員・会計監査としての承認を得るものとする。すべての役職が決定した時点において、この委員会は解散する。

第12章 特別委員会

第28条 この会は運営委員会が必要と認めたとき、特別委員会を設けることができる。特別委員会は任期終了とともに解散する。

第13章 会 計

第29条 この会の会計は、会費その他の収入をもってあたる。

第30条 この会の会費は、総会によって定め、総会で決議された予算に基づいて経理するものとする。

第31条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第14章 個人情報

第32条 個人情報の取扱いについては必要な規則は、別に定める。

第15章 付 則

第33条 この会の運営について必要な細則は、別に定める。

第34条 この規定の改正は、総会の過半数の同意を得て改正することができる。

第35条 この会則は平成4年3月8日より施行する。

平成5年4月27日、一部改正。

平成11年4月16日、一部改正。

平成21年4月16日、一部改正。

平成22年2月9日、一部改正。

平成25年4月16日、一部改正。

平成31年4月17日、一部改正。

細 則

第1章 表 彰

第1条 この細則は会則第33条に基づいて定める。

第2条 本会の役員を2年以上務めた退会者には感謝状を送る。会長は、その他、必要に応じて運営委員会の議を経て感謝状を贈ることができる。

第2章 慶 弔

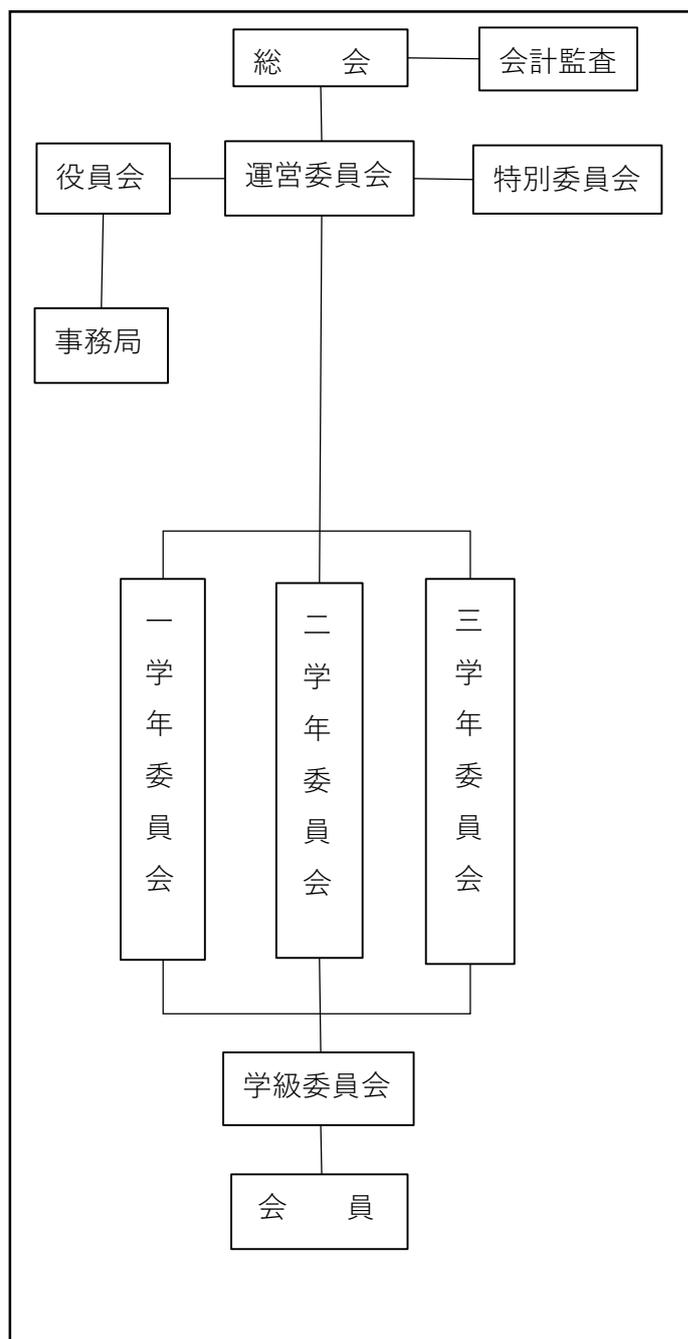
第3条 この会は会員の慶弔に際し、次の規定により慶弔の意を表す。

1. 会員並びに生徒の死亡
金 10,000円 供花及び弔電

第4条 会長は特に必要と認めた場合、役員承認を得て特別に慶弔等を表すことができる。

第5条 本会の会員で、本会の発展に尽力された方に対する謝意については、運営委員会において協議し、謝意を示す。

新陵中学校PTA組織図



(目的)

第1条 札幌市立新陵中学校PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における、個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集うるときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料やPTAだより等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会員の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに役員等のスイセン活動
- (5) 会報誌、PTA役員のホームページ等への掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ燕に廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機械等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適正な状態で管理することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・委員長・会員・委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切且つ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は平成31年6月1日より施行する。

